

〈 所得の区分に関するチェックシート 〉

※ 以下の質問中の「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。

○ 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関する質問

- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
 - 受けている：「生保」に○をしてください。
 - 受けていない：2へ
- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか。
 - 課税されていない：3へ（市町村民税非課税証明書をご用意ください。）
 - 課税されている：4へ（市町村民税の課税額が分かる証明書をご用意ください。）
- 自立支援医療を受診する方の収入が80万円以下ですか。（自立支援医療を受診する方が18歳未満の場合にはその保護者の収入が保護者全員それぞれ80万円以下ですか。）
 （※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額）
 - 80万円以下：「低1」に○をしてください。
 - 80万円を超える：「低2」に○をしてください。
- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料を納付している方が納めている市町村民税額（所得割のみ）は、以下のどの金額に該当しますか。
 - 市町村民税額（所得割） 3万3千円未満：「中間1」に○をしてください。
 - 市町村民税額（所得割） 23万5千円未満：「中間2」に○をしてください。
 - 市町村民税額（所得割） 23万5千円以上：「一定以上」に○をしてください。
- 「重度かつ継続」（※下記参照）に該当しますか。
 - 該当する：「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。
 - 該当しない：「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。

※ 「重度かつ継続」の対象範囲

- ① 精神通院医療・・・統合失調症、 躁うつ病・うつ病、 てんかん、
 認知症等の脳機能障害、 薬物関連障害（依存症等）、
 3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な
 通院医療を要すると判断された者
 （詳しいことは、現在通院中の医療機関の主治医にお尋ねください）
- ② 育成医療・更生医療・・・腎臓機能障害、 小腸機能障害、 免疫機能障害
- ③ 医療保険の高額療養費で多数該当の方

所得区分	更生医療・ 精神通院医療	育成医療	重度かつ継続	
一定所得以上	対象外	対象外	20,000円	市町村民税235,000円以上
中間所得	医療保険の高額療養費 ※精神通院の 殆どは重度 かつ継続	10,000円	10,000円	市町村民税課税 以上 235,000円未満
		5,000円	5,000円	市町村民税課税以上 33,000円未満
低所得2	5,000円	5,000円	5,000円	市町村民税非課税 (本人収入が800,001円以上)
低所得1	2,500円	2,500円	2,500円	市町村民税非課税 (本人収入が800,000円以下)
生活保護	0円	0円	0円	生活保護世帯